

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年7月7日

国土交通省関東地方整備局
横浜港湾空港技術調査事務所長 廣瀬 好明

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本委託については、衛星データ等の各リモートセンシングデータと3次元流動・生態系結合モデルとのデータ同化によって、水環境デジタルツインの開発について検討するものである。

これらの業務を遂行するためには、衛星データによる高濁度水域に適した大気補正・水質推定解析及びHFレーダー等のリモートセンシングデータ解析に関する研究実績を有すること、衛星データによる大気補正・水質推定モデルと3次元流動・生態系結合モデルの構築及び精度検証に関する研究実績を有し、それらに必要な水質・底質・光学パラメーターの実測値の取得が可能であること、3次元流動・生態系結合モデルによる数値解析とデータ同化手法に関する研究実績を有することが求められることから、下記の応募要件を満たし、本委託の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本委託に必要な特殊な技術力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 委託概要

(1) 委託名

令和7年度 東京湾における水環境デジタルツインの開発に関する研究委託

(2) 委託内容

- 1) 衛星観測データを同化した東京湾における3次元流動・生態系モデルに対し、HFレーダーによる流向・流速及びモニタリングポストでの水質実測値を同化し、その再現性を検証する。
- 2) 開発した3次元流動・生態系データ同化モデルを用いて、有機物、栄養塩、溶存酸素、硫化物について海水と底泥の相互作用の再現性を向上させ、物質循環について検討し評価する。

(3) 履行期限

令和8年2月27日

3. 委託目的

本委託は、衛星データ等の各リモートセンシングデータと3次元流動・生態系結合モデルとのデータ同化によって、水環境デジタルツインの開発について検討するものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当し

ない者であること。

② 参加意思確認書の提出期限の日から特定する日までに関東地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件（以下①～③の全てを満たすこと）

① 衛星データによる高濁度水域に適した大気補正・水質推定解析及び HF レーダー等のリモートセンシングデータ解析に関する研究実績を有すること。

② 衛星データによる大気補正・水質推定モデルと 3 次元流動・生態系結合モデルの構築及び精度検証に関する研究実績を有すること。また、それらに必要な水質・底質・光学パラメーターの実測値の取得が可能であること。

③ 3 次元流動・生態系結合モデルによる数値解析とデータ同化手法に関する研究実績を有すること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒221-0053 神奈川県横浜市神奈川区橋本町 2-1-4

国土交通省関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所総務課品質管理係

電話 045-461-3892

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 7 年 7 月 7 日から令和 7 年 7 月 28 日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く毎日 9 時 15 分から 18 時 00 分まで（最終日は参加意思確認書提出時刻である 12 時 00 分まで））

(1) に同じ場所で配付する。

交付方法：書面にて交付する。なお、交付を受ける際には応募要件を満たす者の関係者であることを証することのできる社員証等の身分証明書を持参すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和 7 年 7 月 28 日 12 時 00 分

提出場所：(1) に同じ。

提出方法：持参、郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によるものとし、提出期限までに必着するものとする（FAX、電子メール等によるものは受付しない。）。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：別途通知する。

(4) 詳細は説明書による。